

ISI キャリア外語アカデミー高田馬場校
学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は日本国内での就職もしくは起業を目指す外国人留学生に対して、自らの専門知識と経験を発揮するために必要な日本語知識と運用能力を身につけ、併せて日本の就職活動を理解し、社会・企業が求める人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は ISI キャリア外語アカデミー高田馬場校という。

(位置)

第3条 本学は、東京都新宿区高田馬場 4-23-32 に置く。

(点検・評価)

第4条 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 コース、修業年限、定員及び休業日

(コース、修業年限及び定員)

第5条 本学のコース、修業年限、収容定員及びクラス数は、次のとおりとする。

	コース名	修業年限	収容定員	クラス数	備考
第一部	日本語キャリアコース (2年)	2年	200人	4月生5クラス 7月生5クラス	午前
	日本語キャリアコース (1年)	1年	200人	4月生5クラス 7月生5クラス	
第二部	日本語キャリアコース (2年)	2年	190人	10月生5クラス 1月生5クラス	午後
	日本語キャリアコース (1年)	1年	80人	10月生4クラス	
計			670人	34クラス	

(始期・終期等)

第6条 本学のコースは、4月から3月の1年間もしくは2年間、7月から6月の1年間もしくは2年間、10月から9月の1年間もしくは2年間、1月から12月の2年間で運営される。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から6月30日まで
- (2) 第2学期 7月1日から9月30日まで
- (3) 第3学期 10月1日から12月31日まで
- (4) 第4学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 本学の休業日は、原則次のとおりとする。

- (1) 土曜日
 - (2) 日曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
 - (4) 夏期休業日
 - (5) 秋期休業日
 - (6) 冬期休業日
 - (7) 春期休業日
- 2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
- 3 非常災害その他緊急の事情があると校長が認めるときは、臨時に休業日とすることができる。

(授業の終始業時刻)

第8条 本学の始業及び終業時刻は、次のとおりとする。

- (1) 第1部 始業時刻 8時50分 終業時刻 12時
- (2) 第2部 始業時刻 13時 終業時刻 16時10分

2 校長が必要と認めたときは、前項の時刻を変更することができる。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第9条 本学の各コース別の授業時数は、45分とする。

2 本学の教育課程及び授業時数は下記の表のとおりとする。

(1) 日本語キャリア2年コース

①基礎課程（初級）（10週）

授業科目	週当たり授業時数等
聴解	5（10週）
読解	5（10週）
口頭表現	5（10週）
文章表現	5（10週）
計	20時数

②基礎課程（初中級）（10週）

授業科目	週当たり授業時数等
聴解	5（10週）
読解	5（10週）
口頭表現	4（10週）
文章表現	4（10週）
ビジネス日本語	2（10週）
計	20時数

③応用課程（中級）（30週）

授業科目	週当たり授業時数等
聴解	5（30週）
読解	5（30週）
口頭表現	4（30週）
文章表現	4（30週）
ビジネス日本語	2（30週）
計	20時数

④実践課程（上級）（30週）

授業科目	週当たり授業時数等
聴解	5（30週）
読解	5（30週）
口頭表現	4（30週）
文章表現	4（30週）
ビジネス日本語	2（30週）
計	20時数

*授業科目の週当たり授業時数は目安である。

(2) 日本語キャリア1年コース

①応用課程（中級）（30週）

授業科目	週当たり授業時数等
聴解	5 (30週)
読解	5 (30週)
口頭表現	4 (30週)
文章表現	4 (30週)
ビジネス日本語	2 (30週)
計	20 時数

②実践課程（上級）（10週）

授業科目	週当たり授業時数等
聴解	5 (10週)
読解	5 (10週)
口頭表現	4 (10週)
文章表現	4 (10週)
ビジネス日本語	2 (10週)
計	20 時数

*授業科目の週当たり授業時数は目安である。

(学習の評価)

第10条 各学期の学習の評価は、期末試験成績から決定し、5段階評価とする。

(教職員組織)

第11条 本学に、次の教職員を置く。

- (1) 校長
 - (2) 教務主任
 - (3) 教員 34名以上 {うち専任(本務等)14名以上}
 - (4) 生活指導担当 5名以上
 - (5) 事務職員 2名以上(うち専任2名以上)
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
 - 3 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、転学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第12条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者。
- (2) 誠実且つ勤勉で学習意欲のある者で、日本で就職または起業を目指す者。
- (3) 正当な手続によって日本国への入国が許可され、コース修了と共に就労もし

くは経営・管理の在留資格を取得する見込みのある者。

(4) 信頼のおける保証人を有する者。

- ・経費支弁者が十分な経費支弁能力があること。
- ・経費支弁能力を立証できる資料を有すること。

ただし、校長が許可した場合は、上記入学要件を満たしていない者でも入学を許可する場合がある。

(入学時期)

第 13 条 本学への入学は、年 4 回とし、その時期は 4 月、7 月、10 月及び 1 月とする。

(入学手続)

第 14 条 本学への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第 21 条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第 21 条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。
- (4) 本学への転入学を希望する者がある場合は学習の進展が同程度であり、且つやむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上許可することができる。

(転学・編入学)

第 15 条 本校への転学・編入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、且つ、やむを得ない事情があると認めるときは、選考の上許可することができる。

(休学・復学)

第 16 条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、3 日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第 17 条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第 18 条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第 10 条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 校長は、本学所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第 19 条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第 20 条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の 3 種とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。

(1) 学生規則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったとき

(2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(3) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(4) 正当な理由なく出席が常でない者

(5) 本学の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

4 校長は前条に係る行為に該当する学生に対して訓告を与え、3 回目となった場合には、退学を命じることができる。

第 5 章 生徒納付金

(生徒納付金)

第 21 条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

(単位：円)

納付金費目	日本語キャリアコース (1 年)	日本語キャリアコース (2 年)
入学検定料	33,000	33,000
入学金	77,000	77,000
授業料	750,000	1,500,000
教材費	44,000	88,000
施設費	80,000	160,000
合計	984,000	1,858,000

(納入及び納入の特例)

第 22 条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、生徒納付金を所定の期日までに納入しなければならない。

2 特別の事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、生徒納付金の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第 23 条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、生徒納付金を 3 か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合には、校長は、当該生徒に対し

て退学を命ずることができる。

(生徒納付金の還付)

第 24 条 第 21 条及び第 22 条の規定に基づき所定の金額を納付した者が、入学の辞退又は退学をする場合における入学金、授業料及び教材費等の返還については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 在留資格認定証明書が不交付の場合
入学検定料及び返金銀行手数料を除くすべての納付金を返還する。
- (2) 在留資格認定証明書は交付されたが、査証の申請を行わず来日しない場合
在外公館で査証発給申請をしたが、認められず来日できない場合
入学検定料、入学金及び返金銀行手数料を除くすべての納付金を返還する。ただし、入学許可書、及び在留資格認定証明書を返還した者、在外公館において査証が発給されなかったことを証明する書類を提出した者に限る。
- (3) 査証を取得したが、来日以前に入学を辞退した場合
査証が未使用で失効していることを確認できた場合には、入学検定料、入学金、1 か月分の学費及び返金銀行手数料を除くすべての納付金を返還する。ただし、入学許可書を返還し、パスポートの全ページのコピーを提出した者に限る。
- (4) 入学後、途中退学した場合
入学検定料及び入学金は、返還しない。授業料、教材費及び施設費については、1 年間で 2 期とし、次学期の納付済み分を返還する。

第 6 章 雑則

(健康診断)

第 25 条 健康診断は、年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(寄宿舎)

第 26 条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(細則)

第 27 条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

(学生の遵守義務)

第 28 条 本学に在籍する学生は、本学規則及び本学が定める他の諸規則を遵守する義務を負う。

附則

この学則は、令和5年10月1日から施行する。

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

この学則は、令和7年3月31日から施行する。

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

この学則は、令和8年4月1日から施行する。